

# 愛媛県がん対策推進委員会

〔 日 時：平成 28 年 3 月 16 日（水）19:00～  
場 所：愛媛県医師会館 4 階第 1 会議室 〕

## 次 第

### 1 開 会

### 2 議 題

- (1) 愛媛県のがん対策の取組状況、中間評価等について
- (2) 愛媛県がん相談支援推進協議会、愛媛県在宅緩和ケア推進協議会  
の協議結果について
- (3) 全国がん登録について
- (4) その他

### 3 閉 会

# 會員委員並兼校長特別報告

〔一〇〇五（本）日計算の年報、期平：第 五  
第 一 頁（頁数）、健全期決算報告：第 一 頁〕

## 前 文

会 期 一

目 次 二

ア、この決算期間中、地方自治体の委託業務の取組状況 (1)  
会期委員並校長の職務執行の概要、会期委員並校長の職務執行の概要 (2)

ア、この決算期間中の

ア、この決算期間中の

附 録 三

会 期 三

## 平成27年度愛媛県がん対策推進委員会 出席者名簿

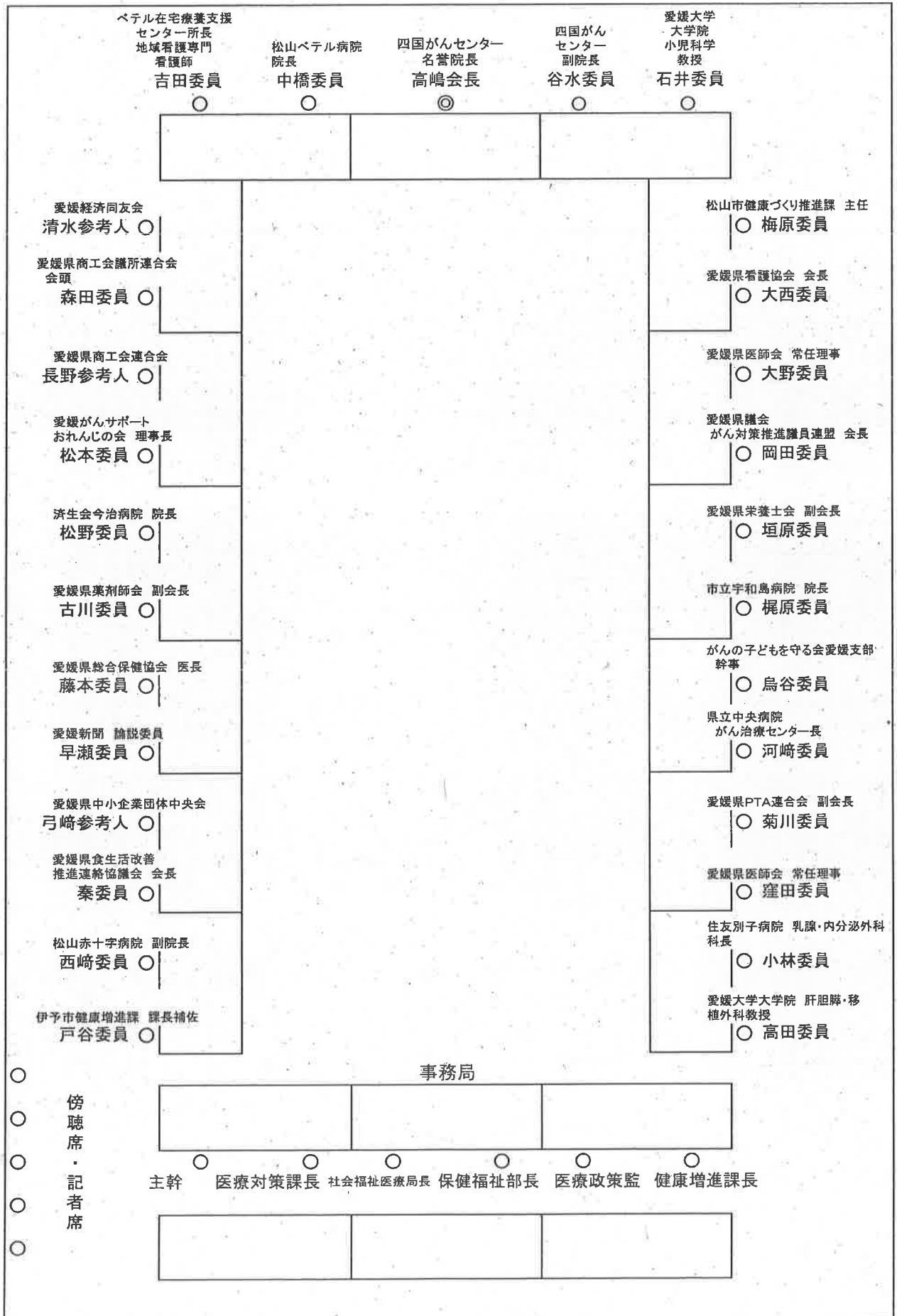
役職名等	氏名	備考(参考人)
愛媛大学大学院医学系研究科 小児科学教授	石井 榮一	
松山市健康づくり推進課 主任	梅原 綾子	H27.8.27委嘱
愛媛県看護協会 会長	大西 満美子	
愛媛県医師会 常任理事	大野 尚文	
愛媛県議会がん対策推進議員連盟 会長	岡田 志朗	
愛媛県栄養士会 副会長	垣原 登志子	H27.8.27委嘱
市立宇和島病院 院長	梶原 伸介	
がんの子どもを守る会愛媛支部 幹事	烏谷 恵美子	
県立中央病院 がん治療センター長	河崎 秀樹	
愛媛県PTA連合会 副会長	菊川 有里子	
愛媛県医師会 常任理事	窪田 理	
住友別子病院 乳腺・内分泌外科科長	小林 一泰	H28.1.28委嘱
四国がんセンター 名誉院長	高嶋 成光	
愛媛大学大学院医学系研究科 肝胆膵・移植外科学教授	高田 泰次	
四国がんセンター 副院長	谷水 正人	
伊予市健康増進課 課長補佐	戸谷 香代子	H27.8.27委嘱
松山ベテル病院 院長	中橋 恒	
松山赤十字病院 副院長	西崎 隆	
愛媛県食生活改善推進連絡協議会 会長	秦 栄子	
愛媛県中小企業団体中央会 会長	服部 正	(専務理事 弓崎秀二)
愛媛新聞 論説委員	早瀬 昌美	
愛媛県総合保健協会 医長	藤本 弘一郎	
愛媛県薬剤師会 副会長	古川 清	
済生会今治病院 院長	松野 剛	
NPO法人愛媛がんサポートおれんじの会 理事長	松本 陽子	
愛媛県商工会連合会 会長	村上 友則	(専務理事 長野侯二)
愛媛県商工会議所連合会 会頭	森田 浩治	
愛媛経済同友会 代表幹事	薬師神 績	(専務理事 清水進)
医療法人聖愛会在宅診療部ベテル在宅支援センター 地域看護専門看護師	吉田 美由紀	

(氏名 五十音順)



# 配 席 図

日時：平成28年3月16日（水）19:00～20:30  
場所：愛媛県医師会館 4階第1会議室





# 愛媛県の がん対策の取組み

# 愛媛県がん対策推進計画と予算の対応状況

## I 分野別目標

平成28年度予算

<p><b>1 がんの予防</b> がん予防に関する正しい知識の普及や喫煙率の低減、栄養・食生活や運動等の生活習慣の改善を図るなど健康づくりに関する支援を行う。</p>	<p>○生活習慣病予防推進指導事業 1,373千円</p>
<p><b>2 がんの早期発見</b> がん検診及び精密検査の受診率の向上に向けて、効果的な普及啓発事後フォローの徹底、検診の実施方法の工夫など、受診促進策を講じる。</p>	<p>○がん対策推進員活動促進事業 878千円</p>
<p><b>3 がんに関する相談支援及び情報提供</b> がん患者とその家族の悩みや不安を安み上げ、患者とその家族にとってより活用しやすい情報提供及び相談支援体制を実現する。</p>	<p>○がん相談・情報提供支援事業 2,000千円 ○がん医療体制整備事業(相談支援、普及啓発・情報提供) 60,000千円 ○患者サロンによる相談支援体制整備 4,602千円</p>
<p><b>4 緩和ケア及び在宅医療の推進</b> 緩和ケア がんと診断された時から身体的・精神的・社会的苦痛などに対して適切に緩和ケアを受け、苦痛が緩和されるよう、がん診療に関わる医療従事者の知識と技術の修得や、専門的な緩和ケアの提供体制の整備を図る。 在宅医療 がん患者が住み慣れた家庭や地域での療養や生活を営めるよう、在宅医療関係機関の充実と、在宅医療に必要な関係機関の連携体制の整備を図る。</p>	<p>○緩和ケア普及推進事業 3,494千円 ○がん医療の地域連携強化事業 14,176千円 ○がん医療体制整備事業(がん医療従事者研修) (再掲) ○在宅緩和ケア体制構築のための人材育成 6,522千円 ○がん診療連携拠点病院スタッフの在宅医療研修 10,046千円</p>
<p><b>5 医療機関の機能強化と医療連携体制の整備</b> 医療機関の機能強化 地域にかかわらず等しく質の高いがん医療を受けられるよう、がん診療連携拠点病院等の機能を更に充実させるとともに、放射線療法、化学療法、手術療法の変化する充実とチーム医療の推進を図る。 医療連携体制の整備 切れ目のないがん医療を提供するため、地域連携クリティカルパスの普及や、がん診療連携拠点病院の機能強化等を通じて、医療連携体制の整備を推進する。</p>	<p>○がん医療体制整備事業(がん診療連携拠点病院ネットワーク) (再掲)</p>
<p><b>6 医療従事者の育成</b> がん医療の質の向上を図るため、がん医療に関わる専門的な医療従事者の育成を推進する。</p>	<p>○看護師専門分野(がん)育成強化推進事業 2,878千円 ○がん医療体制整備事業(がん医療従事者研修) (再掲)</p>
<p><b>7 がん登録の精度向上</b> 科学的根拠のあるがん対策を推進するため、基礎データとなるがん登録の精度向上を図る。</p>	<p>○地域がん登録推進事業 696千円 ○全国がん登録推進事業 12,743千円</p>
<p><b>8 小児がん</b> 小児がん患者とその家族が安心して適切な医療や支援を受けられるような環境の整備を図る。</p>	
<p><b>9 がんの教育・普及啓発</b> 子どもへの健康教育の中でがん教育を推進するとともに、県民が、がんに対する正しい知識と患者に対する正しい認識、いのちの大切さについて学び、病氣と向き合ううえで必要な情報を得られる機会を提供する。</p>	<p>○がん教育推進事業 913千円</p>
<p><b>10 がん患者の就労を含めた社会的な問題</b> 職場における理解の促進、相談支援体制の充実を通じて、がんになっても安心して働き暮らせる社会を構築する。</p>	<p>○がん相談・情報提供支援事業 (再掲) ○がん医療体制整備事業(就労に関する総合支援) (再掲)</p>
<p><b>II 計画を推進するために必要な事項</b> がん対策推進計画を実行あるものとして総合的に推進するため、がん患者及びその家族、がん医療従事者、学識経験者等で構成する協議の場を設け、計画の進捗状況の把握に努めるとともに、計画の具体的な推進方法等の協議を行う。</p>	<p>○がん対策推進委員会等の設置及び運営 1,722千円</p>



# 平成28年度がん対策予算の概要

『愛媛県がん対策推進計画』（平成25年3月策定）に基づき、予防や検診から相談・医療まで多岐にわたる対策を総合的かつ計画的に推進

平成28年度予算 122,043千円（平成27年度予算額 156,208千円）

- ・がん対策強化推進費
- ・看護師等研修事業費
- ・在宅医療普及推進事業費
- ・生活習慣病予防総合支援事業費
- ・がん教育推進事業費

## ■愛媛県がん対策推進委員会等の設置及び運営

1,722千円（1,722千円）

- ・ 条例に基づき、患者団体や保健医療関係者、学識経験者など幅広い主体の参加・協力を得て『愛媛県がん対策推進委員会』を設置し、本県のがん対策を六位一体で検討・協議する体制を整備
- ・ 「在宅緩和ケアの充実」や「相談支援体制の整備」など、今後、重点的に取り組むべき課題について検討するため、専門部会として『愛媛県在宅緩和ケア推進協議会』と『愛媛県がん相談支援推進協議会』を設置

## がんの予防

- **生活習慣病予防推進指導事業** 1,373千円(1,340千円)  
生活習慣病予防対策講習会の開催等
- **県民健康づくり運動の推進**  
第2次県民健康づくり計画「えひめ健康づくり21」に基づく、がん予防のための栄養・食生活改善、喫煙対策等
- **ピンクリボン運動の推進**  
乳がんに関する正しい知識の普及や、早期発見・早期治療を啓発する活動



## がんの早期発見

- **がん対策推進員活動促進事業** 878千円(878千円)  
がん対策推進員への最新のがん予防知識等の提供等  
がん対策推進員養成研修の実施(年間40回予定)  
(H27.3.31現在 12,174人認定済)
- **愛媛県がん検診受診率向上プロジェクト**  
県民と接点の多い企業複数と愛媛県が一体となり、民間企業の各拠点や広告スペースにポスターやリーフレットを設置して、県民に対して日常的に受診勧奨を行う

## がんに関する相談支援及び情報提供

- **がん相談・情報提供支援事業** 2,000千円(2,000千円)
  - (1) 実施方法 がん患者団体に委託
  - (2) 事業内容
    - ①患者会と拠点病院との連携推進
    - ②ピア・サポートの人材育成・体制整備
    - ③就労支援相談体制の充実
- **患者サロン事業による相談支援体制整備** 4,602千円(6,500千円)
  - (1) 補助対象 がん患者団体
  - (2) 事業内容
    - ①ピアサポーターによる町なかがん患者サロンの運営
    - ②がん診療連携拠点病院がない地域における出張サロンの運営

## 緩和ケア及び在宅医療の推進

- **緩和ケア普及推進事業** 3,494千円(3,494千円)
  - (1) 実施方法 四国がんセンターに委託
  - (2) 事業内容
    - ①緩和ケアセンターの運営  
各拠点病院が実施する緩和ケア研修の企画・調整  
緩和ケアに対する診療支援
    - ②緩和ケアや在宅医療に関する研修の実施
- **がん医療の地域連携強化事業** 14,176千円(14,176千円)
  - 四国がんセンターへの委託により専従のコーディネーター(MSW、看護師等)を配置し、拠点病院に対するがん患者の退院支援・調整、拠点病院で在宅緩和ケアに携わる医療従事者への支援、地域連携クリティカルパスの普及等を行う

• **在宅緩和ケア体制構築のための人材育成**

(1) 補助対象 医療法人聖愛会

6,522千円(12,401千円)

(2) 事業内容

- ①八幡浜医師会との連携により、症例検討会等の開催を通じて、八幡浜地域の在宅緩和ケアの連携体制の構築を支援
- ②松山、今治、大洲地域において、症例検討会の開催を通じて、連携の中心となる指導者の育成を支援

• **がん診療連携拠点病院の在宅医療研修**

10,046千円(13,279千円)

(1) 補助対象 がん診療連携拠点病院

(2) 事業内容

がん診療連携拠点病院、推進病院スタッフの在宅医療研修体制の整備、普及啓発

**医療機関の機能強化と医療連携体制の整備**

• **がん医療体制整備事業費補助金**

60,000千円(60,000千円)

(1) 補助対象 がん診療連携拠点病院

(2) 対象事業 がん診療連携拠点病院が実施する医療従事者の育成、がん登録、患者やその家族に対する相談支援などの事業

(3) 補助額 1病院当たり12,000千円

## 医療従事者の育成

### ・ 看護師専門分野（がん）育成強化推進事業

2,878千円(2,878千円)

がん医療を中核的に担っている医療機関において、専門的な臨床実務研修を行うことにより、がん看護分野における臨床実践能力の高い看護師の育成を図る。

(事業内容)

- ・ 企画連絡会の開催
- ・ 40日間の実務研修の実施（四国がんセンターへ委託）

## がん登録の精度向上

### ・ 地域がん登録推進事業

696千円(2,129千円)

がん対策をより効果的に推進するうえで、がんにかかわる発生状況、受療状況、術後の生存率の把握は不可欠であることから、「がん登録」を実施し、医療機関から患者の罹患から治癒までの平成27年12月診断までの収集した医療情報を今後活用する。

### ・ 全国がん登録推進事業

12,743千円(2,867千円)

平成25年に国内のがんの罹患等の情報を正確に把握することを目的とした「がん登録推進法」が制定され、平成28年1月から施行された。法施行後がんと診断された患者の届出対象情報の整理等や国立がん研究センターへの提出に必要な体制の整備、審議会等の開催や病院等への周知を行う。

# がんの教育・普及啓発

香事共康因

## ・がん教育推進事業

913千円(544千円)

健康教育全体の中で「がん」教育を推進し、がんに対する正しい理解とがん患者に対する正しい認識及び命の大切さに対する理解を深化させるための取り組みを行う。

(事業内容)

- ・がん教育推進協議会の設置、運営
- ・学校での講演会等への専門医等の派遣
- ・教材等の開発
- ・外部人材の活用方法等について検討

## 土向更替の懸念

業事共康因

がん教育推進協議会が設置されたことにより、がん教育の推進が期待される。しかし、がん教育の推進には、がん患者に対する正しい認識及び命の大切さに対する理解を深化させるための取り組みを行う必要がある。また、がん教育の推進には、がん患者に対する正しい認識及び命の大切さに対する理解を深化させるための取り組みを行う必要がある。

業事共康因

がん教育推進協議会が設置されたことにより、がん教育の推進が期待される。しかし、がん教育の推進には、がん患者に対する正しい認識及び命の大切さに対する理解を深化させるための取り組みを行う必要がある。また、がん教育の推進には、がん患者に対する正しい認識及び命の大切さに対する理解を深化させるための取り組みを行う必要がある。

愛媛県のがん対策の取組み（平成27年度実績）

1	事業名	愛媛県がん対策推進委員会等の設置及び運営	実施期間	平成19年度～
	計画上の位置付け (分野別目標)	全 体	所管課	医療対策課
			対応する条例	第12条
	事業内容 及び 主要成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>●愛媛県がん対策推進委員会                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○委員29名（H26.7.29～任期2年） がん患者等、がん医療従事者、学識経験者（医療、経済、教育、報道）、行政関係者</li> <li>○開催日                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年3月16日(水)</li> </ul> </li> <li>○協議内容                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・愛媛県がん対策推進計画の取組状況、中間評価について</li> <li>・愛媛県がん相談支援推進協議会・愛媛県在宅緩和ケア推進協議会の協議結果について</li> <li>・全国がん登録について</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>●愛媛県がん相談支援推進協議会                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○委員8名（H26.2.24～任期2年） がん患者及びその家族、がん医療従事者（医師、看護師）、学識経験者（報道）、行政関係者</li> <li>○開催日                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年12月17日（木）</li> </ul> </li> <li>○協議内容                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・町なかがん患者サロン、患者・家族総合支援センターの活動実績・今後の活動内容の検討について</li> <li>・小児がん、がん教育、就労支援について</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>●愛媛県在宅緩和ケア推進協議会                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○委員10名（H27.8.27～任期2年） がん患者、がん医療従事者（医師、看護師、薬剤師、医療ソーシャルワーカー、ケアマネージャー）</li> <li>○開催日                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年1月14日（木）</li> </ul> </li> <li>○協議内容                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅緩和ケア推進モデル事業・在宅緩和ケア体制構築事業の実績報告、評価・検証について</li> <li>・来年度以降実施事業の内容検討について</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>※H19年度：愛媛県がん対策推進計画検討会 H20～21年度：愛媛県がん対策推進協議会 H22年度～：愛媛県がん対策推進委員会</p>		

2	事業名	生活習慣病予防推進指導事業	実施期間	昭和57年度～
	計画上の位置付け (分野別目標)	がんの予防	所管課	健康増進課
			対応する条例	第6条
	事業内容 及び 主要成果	<p>生活習慣病対策を推進するため、生活習慣病予防協議会を設置し、健康増進法に基づくがん検診の精度管理等を行うとともに、がん予防に重点を置いた生活習慣病対策について検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●愛媛県生活習慣病予防協議会の運営                             <ul style="list-style-type: none"> <li>委員 32名、専門委員 1名</li> <li>7部会（消化器がん、子宮がん、肺がん、乳がん、前立腺がん、肝がん、がん登録）</li> <li>※平成28年からの全国がん登録制度の運用開始に当たり、知事が設置する審議会その他の合議制機関として本協議会をもって充てることとした。これに伴い、がん登録部会に個人情報保護に関する専門委員1名を追加委嘱した。（平成27年12月10日委嘱）</li> </ul> </li> <li>●協議会及び部会の開催（平成27年9月8日）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>〔協議会議事〕 平成26年度事業報告、平成27年度事業計画、全国がん登録の動向について、愛媛県地域がん登録罹患集計について 他</li> <li>〔部会議事〕 市町が行うがん検診等の精度管理（検診結果の評価、精密検査実施医療機関届出制度の改正等）</li> </ul> </li> <li>●肝がん部会実地調査の実施（平成28年1月14日、2月18日）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>〔調査対象団体〕 愛媛県総合保健協会、愛媛県厚生農業協同組合連合会</li> <li>〔調査内容〕 肝炎ウイルス検診の実施状況</li> </ul> </li> <li>●生活習慣病予防対策講習会の開催                             <ul style="list-style-type: none"> <li>検診従事者の資質向上を目的とし、がん登録部会を除く6部会で開催</li> <li>・委託先 愛媛県医師会</li> <li>・対象者 医師、保健師、検査技師等</li> </ul> </li> </ul>		

愛媛県のがん対策の取組み（平成27年度実績）

3	事業名	がん対策推進員活動促進事業（旧がん対策推進員養成事業）	実施期間	平成21年度～
	計画上の位置付け （分野別目標）	がんの早期発見	所管課	健康増進課
			対応する条例	第6、14条
	事業内容 及び 主要成果	<p>がん予防知識等を普及啓発することにより、県民が生涯を通じてがん予防に取り組む機運を高め、がん検診受診率向上、ひいてはがんによる死亡者数の減少につなげることを目的とし、がん対策推進員を養成する。また、県、市町及び企業等の連携のもと、推進員の活動体制を強化し、推進員によるがん予防知識等の普及啓発活動の活性化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●がん対策推進員：県が開催する養成研修を修了した者を、推進員に認定する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年度認定数：946人（平成28年2月末時点） （平成21～26年度認定数：12,174人認定）</li> <li>・平成27年度フォローアップ研修等受講者数：210人（平成28年2月末時点）</li> </ul> </li> <li>●推進員の活動内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>・がん予防のために推奨される生活習慣の実践に心掛けるとともに、がん予防知識の普及啓発を行う。</li> <li>・活動を効果的に進めるため、相互に連絡し、協力するよう努める。</li> <li>・県及び市町が実施するがん対策事業に協力する。</li> </ul> </li> <li>●研修実施主体 愛媛県健康増進課、各保健所</li> <li>●受講対象者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町において健康づくりに関わる活動を実施している団体の会員</li> <li>・がん患者会の会員、</li> <li>・健康づくりに興味があり、地域社会活動に協力する意欲のある者</li> </ul> </li> <li>●研修の内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>・愛媛県のがんの状況（愛媛県がん対策推進計画、がん対策推進員の役割等）</li> <li>・がんの予防（がん一次予防、がん二次予防等）</li> <li>・がん体験談（体験談による受診啓発等）</li> </ul> </li> </ul>		

4	事業名	がん相談・情報提供支援事業	実施期間	平成21年度～
	計画上の位置付け （分野別目標）	がんに関する相談支援及び情報提供	所管課	医療対策課
			対応する条例	条例第2条第2項、4条第2項、8条
	事業内容 及び 主要成果	<p>がん患者・家族の不安や疑問に適切に対応し、生活を支援していくため相談支援体制の充実を図るとともに、がん患者が必要とする情報の把握等により、患者の立場に立った支援体制の整備促進に努めた。（NPO法人愛媛がんサポートおれんじの会に委託）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●患者会と拠点病院等との連携によるがん患者サロンの運営 がん診療連携拠点病院・がん診療連携推進病院において開催されるがん患者サロンの運営に、がん相談に対応できる専門的な知識・ノウハウを持ったピア・サポーターが参画し、患者等に対する相談支援業務を実施。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・開催場所：がん患者サロンを設置しているがん診療連携拠点病院</li> <li>・開催日：各病院においてがん患者サロンが開催される日（1病院につき、月1回程度）</li> </ul> </li> <li>●ピア・サポート体制の裾野の拡大 ピア・サポート体制の裾野の拡大と質の向上のため、自分の経験を他の患者・家族等に役立てたいと考えているがん患者及び家族等を対象に、基礎的なコミュニケーション能力から、がん治療の基礎知識、支援制度などを多岐にわたり学ぶための研修会を開催。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施回数：7回</li> <li>・研修の種類：1回は初心者養成、6回は実務者フォローアップ</li> </ul> </li> <li>●就労支援相談事業 がん患者とその家族、経験者を対象に、治療と仕事の両立に関する悩みを聞き、さらに就労支援経験豊富なキャリアコンサルタント（おれんじの会会員）が専門的な助言などを行う。</li> </ul>		



愛媛県のがん対策の取組み（平成27年度実績）

5	事業名	患者・家族総合支援センターの機能強化事業	実施期間	平成25～27年度
	計画上の位置付け (分野別目標)	がんに関する相談支援及び情報提供 がん患者の就労を含めた社会的な問題	所管課	医療対策課
			対応する条例	条例第2条第2項、4条第2項、8条
	事業内容 及び 主要成果	<p>四国がんセンターの患者・家族総合支援センターが行う、医療連携・相談支援・研修機能の強化に対して補助を行い、在宅医療を担う人材の育成や、関係者のネットワーク化、連絡調整のサポート強化に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●患者・家族総合支援センターの運営体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・がん関連情報発信の広報体制整備</li> <li>・がん関連企画支援の無償ボランティア公募体制の整備</li> </ul> </li> <li>●患者・家族に対する支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・患者・家族用フロアの運営</li> <li>・がんに関する外見関連支援について、県内の患者・家族及び一般市民への普及啓発活動を行う。</li> <li>・がんに関する就労支援について、県内の患者・家族及び一般市民への支援体制を構築。</li> <li>・がんサロンの質向上のため、ピアサポーターの育成を支援する。</li> <li>・がん患者を家族に持つ子供への支援の促進。</li> <li>・緩和ケアについて、県内の患者・家族及び一般市民への普及啓発活動を行う。</li> <li>・県内の関係機関と協力しながら、県内の患者家族及び一般市民への普及啓発が必要ながん関連の企画を行う。</li> </ul> </li> <li>●地域の医療機関に対する支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域医療関係者用フロアの運営</li> <li>・がんに関する外見関連支援について、県内の医療関係者への普及啓発活動を行う。</li> <li>・がんに関する就労支援について、県内の医療関係者への普及啓発・支援体制を構築。</li> <li>・がんに関連するセクシャリティについて、県内の医療関係者への普及啓発活動を行う。</li> <li>・緩和ケアについて、県内の医療関係者への普及啓発活動を行う。</li> <li>・在宅緩和ケア連携コーディネーター育成研修プログラムの構築。</li> <li>・県内のがん登録に対する支援。</li> </ul> </li> </ul>		

6	事業名	町なかがん患者サロン事業の南予への拡大	実施期間	平成26～27年度
	計画上の位置付け (分野別目標)	がんに関する相談支援及び情報提供	所管課	医療対策課
			対応する条例	第8条
	事業内容 及び 主要成果	<p>現在、東・中予地域で町なかでの患者サロンが運営されているが、南予地域における相談支援体制の充実のため、松山市の町なかがん患者サロンを拠点としてピアサポーターの養成に取り組むとともに、南予地域でがん患者サロンを出張開催することにより、患者・家族の療養の場所の選択における意思決定をサポートし、円滑な在宅療養への移行を図るとともに、孤立しがちな在宅患者・家族への支援に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●町なかがん患者サロン概要 <ul style="list-style-type: none"> <li>○開館時間 月曜～金曜、週末は隔週 午前10時～午後4時（事務スタッフ常駐）</li> <li>○相談内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>・がん治療経験を持ち、研修を修了したピアサポーターが相談や情報提供に応じる。</li> <li>・医師、看護師による個別相談（予約制 週1回）</li> <li>・部位別患者会、勉強会（月2回程度）</li> <li>・在宅医療に関する勉強会等（月2回程度）</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>●南予地域での出張開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>・がん診療連携拠点病院がない大洲・八幡浜圏域では患者サロンがないため、大洲市、八幡浜市において出張サロンを開催</li> <li>・喜多医師会病院において、隔月開催</li> <li>・八幡浜市では、随時</li> </ul> </li> <li>●実施主体 NPO法人愛媛がんサポートおれんじの会</li> </ul>		

愛媛県のがん対策の取組み（平成27年度実績）

7	事業名	緩和ケア普及推進事業	実施期間	平成20年度～
	計画上の位置付け (分野別目標)	緩和ケア及び在宅医療の推進 (1) 緩和ケア	所管課	医療対策課
			対応する条例	第9条
	事業内容 及び 主要成果	<p>がん診療に携わるすべての医師が、研修等により緩和ケアについての基本的な知識を習得すること、緩和ケアに関する普及や診療支援等を行う緩和ケアの拠点的功能を整備することなどにより、治療の初期段階から切れ目なく緩和ケアが実施される体制を整備した。（四国がんセンターに委託）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●緩和ケアフォローアップ研修会             <ul style="list-style-type: none"> <li>○研修内容：緩和ケア（PEACEプロジェクト、治療の初期段階からの緩和ケア）研修会の受講修了者を対象にフォローアップ研修を企画・実施</li> <li>○研修開催日：平成27年9月26日（土）</li> <li>○研修受講者：緩和ケア研修会を修了した医師10名、コメディカル39名</li> </ul> </li> <li>●緩和ケアセンターの運営             <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記、緩和ケア研修の企画・実施</li> <li>・緩和ケアに関する診療支援（出張指導、電話等での指導助言）を実施</li> </ul> </li> <li>●在宅医療に関する研修の実施             <ul style="list-style-type: none"> <li>○研修内容                 <p>地域のがん医療を支える医療機関等（在宅療養支援診療所、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所等）と拠点病院の連携を図るために、それぞれの医療機関で従事している関係者を対象に研修会を開催し、各現場における問題点などを明確にすることで、それぞれの機能及び役割分担を把握し、在宅で療養を望む患者を円滑に支援する体制を推進する。</p> </li> <li>○実施場所等：中予地区で1回開催（2時間程度）</li> </ul> </li> </ul>		

8	事業名	がん医療の地域連携強化事業	実施期間	平成22年度～
	計画上の位置付け (分野別目標)	緩和ケア及び在宅医療の推進 (2) 在宅医療	所管課	医療対策課
			対応する条例	第10条
	事業内容 及び 主要成果	<p>地域連携コーディネーター（2名）を配置し、がん患者やその家族の意向に沿った地域医療サービスの提供と、地域の医療機関等による円滑ながん医療連携を強化することで、安心かつ医療の質の保たれた適切な在宅療養の提供体制の整備に努めた。（四国がんセンターに委託）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●患者及び医療機関等のコーディネート             <p>各拠点病院の相談支援センター等と連携し、がん患者の意向を踏まえた地域医療サービス等を紹介するとともに、患者の紹介先に困っている拠点病院及び地域の医療機関に対して、その患者の現状に最も適切と考えられる医療機関等を提案した。</p> </li> <li>●地域連携クリティカルパスの普及             <p>地域の医療機関に対し、本格的に運用開始となる連携パスの普及、運用支援を行った。</p> </li> <li>●医療従事者の支援             <p>拠点病院と連携し、各地域内で行われるカンファレンス等に参加し、在宅緩和ケアのための医療従事者に対する支援を行った。</p> </li> </ul>		

愛媛県のがん対策の取組み（平成27年度実績）

9	事業名	在宅緩和ケア体制構築事業	実施期間	平成26～27年度
計画上の位置付け (分野別目標)	緩和ケア及び在宅医療の推進 (1) 緩和ケア、(2) 在宅医療		所管課	医療対策課
			対応する条例	第9、10条
事業内容 及び 主要成果	<p>23～25年度に実施した在宅緩和ケア推進モデル事業の成果をいかし、八幡浜、今治、大洲地域において在宅緩和ケア体制の構築を支援するとともに、在宅緩和ケアチームが継続して地域で活動していくための、在宅緩和ケアの連携の中核を担う人材の育成に取り組むなど、在宅緩和ケア提供体制の整備に取り組む地域の拡大に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●在宅緩和ケア体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施地域：八幡浜、今治、大洲地域</li> <li>・事業内容：医師会等との連携により、協議会でのアドバイス提言等を通じて在宅緩和ケアの連携体制の構築を支援する。</li> </ul> </li> <li>●連携の中核となる人材の育成 <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施地域：八幡浜、今治、大洲地域</li> <li>・事業内容：八幡浜、今治、大洲地域において、症例検討会の開催を通じて連携の中核となる人材の育成を支援する。</li> </ul> </li> <li>●実施主体 医療法人聖愛会</li> </ul>			

10	事業名	在宅医療推進事業	実施期間	平成26年度～
計画上の位置付け (分野別目標)	緩和ケア及び在宅医療の推進 (1) 緩和ケア、(2) 在宅医療		所管課	医療対策課
			対応する条例	第9、10条
事業内容 及び 主要成果	<p>在宅医療においては、医師・歯科医師・薬剤師・看護師等、多職種の医療従事者がお互いの専門的な知識を活かしながら、チームとなって患者・家族をサポートする態勢を構築することが求められるため、がん診療連携拠点病院が実施主体となり地域の関係機関と協力して研修会を開催することにより、地域において必要となる人材の育成、関係者の顔の見える関係づくりや情報共有のための仕組みづくりを推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●がん診療連携拠点病院による在宅医療推進事業 在宅医療の推進のため、がん診療連携拠点病院が主体となって以下のような事業を実施。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅緩和ケアを全県展開するための調査研究を実施し、県民向け啓発物資を作成するとともに、郡市医師会、保健所、医療機関と連携して研修会等を開催。</li> <li>・がん患者においても在宅での治療・療養を行うことが多くなっているため、拠点病院の医療スタッフが在宅療養支援診療所や訪問看護ステーション等の在宅医療の現場で研修を受け、その実態を理解するとともに、地域の医療機関等から拠点病院への研修も受入れ、地域と顔の見えるネットワークを構築する。</li> </ul> </li> </ul>			

愛媛県のがん対策の取組み（平成27年度実績）

11	事業名	がん医療体制整備事業	実施期間	平成19年度～
	計画上の位置付け (分野別目標)	がんに関する相談支援及び情報提供 医療機関の機能強化と医療連携体制の整備 医療従事者の育成 がん登録の精度向上	所管課	医療対策課
			対応する条例	第7、8、11条
	事業内容 及び 主要成果	<p>愛媛県がん対策推進計画に基づき、がん診療連携拠点病院が実施する事業に対して補助を行った。</p> <p>●補助対象 県内のがん診療連携拠点病院（7病院）のうち、 国立系（四国がんセンター、愛媛大学附属病院）を除く5病院</p> <p>●補助対象事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・がん医療従事者に対する研修</li> <li>・がん診療連携拠点病院ネットワーク事業</li> <li>・がん相談支援事業</li> <li>・普及啓発・収集提供事業</li> <li>・病理医養成等事業</li> <li>・在宅緩和ケア地域連携事業</li> <li>・緩和ケア推進事業</li> <li>・がん患者の就労に関する総合支援事業</li> </ul> <p>●研修等開催状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・院内、地域の医療機関の医師、コメディカル等を対象としたセミナーや研修を実施 がん治療セミナー、がん性疼痛等の研修会、緩和医療に関する勉強会、緩和ケア研修会 等</li> </ul> <p>（H27.4～H28.2までの緩和ケア研修会修了者数（7拠点病院合計分） 医師115名、コメディカル33名 （これまでの県内全受講者：医師922名、コメディカル567名）</p>		

12	事業名	看護師専門分野（がん）育成強化推進事業	実施期間	平成19年度～
	計画上の位置付け (分野別目標)	医療従事者の育成	所管課	医療対策課
			対応する条例	第11条
	事業内容 及び 主要成果	<p>がん医療を中核的に担っている医療機関において、専門的な臨床実務研修を行うことにより、がん看護分野における臨床実践能力の高い看護師の育成に努めた。</p> <p>●事業内容</p> <p>①がん看護実践に強い看護師育成事業連絡会の開催 回数：2回 構成員：研修実施医療機関代表者、学識経験者等 内容：研修の企画立案評価に関する検討</p> <p>②がん看護実践に強い看護師育成研修会の実施 委託先：独立行政法人国立病院機構 四国がんセンター 期間：40日間 対象者：がん診療拠点病院等の看護師12名</p> <p>●主要成果 平成19～27年度で合計105名が研修目的を達成し修了し、現在、各施設で積極的に活動し、院内看護職員への波及を図っている。</p>		

愛媛県のがん対策の取組み（平成27年度実績）

13	事業名	地域がん登録推進事業	実施期間	平成2年度～
計画上の位置付け (分野別目標)	がん登録の精度向上	所管課	健康増進課	
		対応する条例	第7条	
事業内容 及び 主要成果	<p>がん対策を効果的に推進するため、がんの発生状況や治療状況等を登録し、罹患率、受療状況、生存率等の集計及び解析を行う。（平成27年12月までにがんと診断された人が対象）</p> <p>●主要成果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働省第三次対がん総合戦略研究事業研究班開発の地域がん登録標準データベースシステムを導入</li> <li>平成19年4月から都道府県地域がん診療連携拠点病院である四国がんセンターへの業務委託による体制整備</li> <li>作業の効率化と精度向上を図るため、地域がん登録の届出をデータで移行させる試みを全国に先駆けて実施</li> <li>平成25年4月から地域がん登録資料の研究目的での利用制度を開始</li> <li>地域がん登録罹患集計データを県ホームページに公開</li> <li>国立研究開発法人国立がん研究センター開発の都道府県がんデータベースシステムを導入</li> </ul>			

14	事業名	全国がん登録推進事業	実施期間	平成27年度～
計画上の位置付け (分野別目標)	がん登録の精度向上	所管課	健康増進課	
		対応する条例	第7条	
事業内容 及び 主要成果	<p>平成25年に、国内のがんの罹患等情報を正確に把握することを目的とした「がん登録推進法」が制定され、平成28年1月から「全国がん登録」が開始された。</p> <p>この制度により、がんと診断された患者の罹患、診療、転帰等に関する情報は、「全ての病院」と「開設者の同意を得て県が指定する診療所」から、県を経由して国へ報告され、「全国がん登録データベースシステム」に記録・保存されることとなった。（平成28年1月以降にがんと診断された人が対象）</p> <p>今後、がん対策を効果的に推進するため、全国がん登録データを活用していく。（平成28年診断情報については、平成31年から利用可能）</p> <p>●主要成果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>病院、診療所を対象とした全国がん登録制度説明会の実施（平成27年10～11月、東中南予で各1会場）</li> <li>「全国がん登録データベースシステム」の導入</li> <li>愛媛県生活習慣病予防協議会がん登録部会の開催（平成27年12月17日、全国がん登録事務の委託等に関する審議）</li> <li>四国がんセンターへの業務委託による体制整備（平成28年1月～）</li> </ul>			

愛媛県のがん対策の取組み（平成27年度実績）

15	事業名	がん教育推進事業	実施期間	平成26年度～
	計画上の位置付け (分野別目標)	がんの教育・普及啓発	所管課	保健体育課
			対応する条例	第2条
	事業内容 及び 主要成果	<p>学校におけるがんに関する教育を推進するため、計画の作成や成果検証を行う愛媛県がん教育推進協議会を設置・運営するとともに、生徒等に、がんに対する正しい理解やがん患者に対する正しい理解及び命の大切さに対する理解を深めさせることを目的として、専門医及びがん患者等の2人を講師として学校に派遣し、生徒対象の講演会又は教職員対象の研修会を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●愛媛県がん教育推進協議会             <ul style="list-style-type: none"> <li>○委員12名（H27.7.17～28.2.29） 学識経験者、医療関係者、患者団体関係者、学校関係者、行政関係者</li> <li>○協議内容                 <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年8月20日（水） 今年度のがん教育の推進に向けた計画の検討、具体的な進め方等の検討</li> <li>・平成28年2月17日（水） がん教育推進校における実施報告 今後のがん教育の効果的な取組みについて 指導資料内容の説明</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>●がん教育に係る講演会・研修会の実施 中学校3校、高等学校1校で講演会または研修会を実施</li> <li>●がんに関する指導参考資料の作成             <ul style="list-style-type: none"> <li>○ワーキンググループ委員10名 学識経験者、医療関係者、患者団体関係者、学校関係者</li> <li>○パワーポイント教材及び学習指導案の作成</li> </ul> </li> <li>●外部指導者の確保 医療関係者及びがん患者会の委員の協力により講師リストの提供を受けた。</li> </ul>		

## 愛媛県がん相談支援推進協議会の開催結果について

1. 会議名 平成 27 年度愛媛県がん相談支援推進協議会
2. 開催日時 平成 27 年 12 月 17 日 (木) 18:30~20:00
3. 開催場所 県庁第 2 別館 5 階 第 6 会議室
4. 出席者
  - ・委員：井上哲志、谷水正人、戸谷香代子、灘野成人、早瀬昌美、松本陽子  
(欠席：菊内由貴)
5. 次第
  - (1) 開会
  - (2) 医療対策課長あいさつ
  - (3) 会長あいさつ
  - (4) 議題
    - ・町なかがん患者サロン、患者・家族総合支援センターの活動状況・来年度事業の検討
    - ・愛媛県がん相談・情報提供支援事業等の実施状況、来年度事業の検討
    - ・小児がん
    - ・がん教育
    - ・就労支援
    - ・愛媛県がん対策推進計画の中間評価
    - ・その他

### <会議概要>

(谷水会長)

まず、町なかがん患者サロン、患者・家族総合支援センターの活動実績や来年度の事業等について協議したい。事務局から説明願いたい。

(事務局)

まず総括的な説明として、資料 1 ページは、平成 24 年度末に策定された、県がん対策推進計画と 27 年度の県予算の対応状況を示したもの。計画の分野別目標ごとに県予算を分類する形で記載している。県の予算が対応したものだけを掲載しており、これ以外の活動がないわけではない。

2~4 ページは町なかサロン関係の資料。主に県事業の関係で、補助先である愛媛がんポータルおれんじの会から提出いただいた事業計画や実績報告をもとに概略をまとめたもので、具体的には、関係の委員さんからも御報告いただけるものと思う。

2 ページは昨年度の実績。事業内容として町なかサロンでの通常の相談や催しのほか、拠点病院の無い地域での出張サロンの開催ということで、大洲市で開催された。3 ページは利用者数のデータ。

4 ページが今年度の事業計画で、基本的に昨年度と同様で予定されているが、南予地域での出張開催については、大洲市に加え八幡浜市でも計画されている。

5 ページからが患者・家族総合支援センターに関する資料で、こちらも県事業の関係で提出いただいた事業計画や実績報告によるもの。

26 年度については、6 月 28 日から土曜日の開所をはじめられ、利用者に対する利便性の向上が図られたところ。また、その他、患者家族に対する支援、地域の医療者に対する支援ということで、外見関連支援、就労支援、緩和ケアに関する普及啓発等を実施。8 から 15 ページが実施されたセミナー等の概要。27 年度についても、資料 16 ページのとおり、概ね今年度と同様の事業計画をいただいている。

(谷水会長)

今年の実施状況と計画について、関係の委員から報告してもらいたい。町なかがん患者サロンについて、松本委員から、何か補足があれば。

(松本委員)

今年の利用者数の集計が出来ておらず資料がないが、昨年とほぼ同様の数字で推移。事務局から説明のあった八幡浜での出張サロンは、年度当初計画していたもので、八幡浜地域の医療機関と協議していたものの、残念ながら受入れが難しいとのことで実現していない。大洲では、2か月に一度の定期開催が定着している。八幡浜での開催が宿題だが、年度内は厳しい状況。松山市内の拠点では、在宅の方の家族に情報が提供しやすいような企画を実施している。

(谷水会長)

利用者数の状況は、11月までのものを事務局を通じて全員に配ってもらいたい。大洲の出張サロンはどのような利用状況か。市内から参加しているのか。

(松本委員)

地元では都合が悪いからと、八幡浜から来た方もあった。そのような事例であれば八幡浜で開催しても来ないであろうが、一般的には八幡浜で開催すれば、近くの方の利用はあるものと見込んでいる。

(谷水会長)

市立八幡浜総合病院も、がん診療連携推進病院の指定申請を前向きに検討していると聞いており、地域でのがん診療の責任を果たす意向はあると思う。

(松本委員)

そういう状況であれば、年度内に1回でも実施したい。

なお、拠点、推進病院ではないが、済生会松山病院でもサロンを始めており、非常に熱心に取り組まれている。

(谷水会長)

町なかサロンのサポートがあれば助かるであろうし、本協議会としても可能なサポートがあれば取り組んでいきたい。

続いて、患者・家族総合支援センターの活動状況は、今年の場合は、概ね昨年と同様にセミナー等の開催に努めている。9ページはセンターのホームページで、他の医療機関のセミナーの案内等も載せており、多様な情報のワンストップサービスを充実させていきたい。

就労支援については、労働局の事業にがんセンターが協力して実施。ハローワークが月～金曜日までサポート、毎週水曜日は四国がんセンターにナビゲーターが来ている。四国がんセンターするのは、主にきっかけづくり。昨日、全国のモデル事業参加16施設の関係者が集まり報告会が開催された。本県の実績は比較的件数が多いが、全国的に2年目以降の件数が減少する傾向が見られる。初めのうちは熱心に周知に努めるからか。拠点病院としては、就職支援だけでなく就労継続にもしっかり取り組んでいきたい。

井上委員から、小児がんについて御説明いただきたい。

(井上委員)

4月4日にがんの子どもを守る会の本部が開催した疾患啓発イベントのWEB中継に当たっては、県立中央病院小児医療センター長の石田先生はじめ関係者に御協力いただき、この場をお借りしてお礼申し上げます。錚々たるメンバーの方にいろいろお話いただいた。また、10月31日、11月1日



にはがんの子どもを守る会の中国・四国支部合同交流会が開催された。愛媛支部からは、代表幹事を含む3名の幹事と会員1名が参加した。主催は親の会であるが、中・四国では広島大学病院が小児がん拠点病院となっており、その先生方に御協力いただいて講演会を実施するとともに、小児がん経験者の思いを共有するような会としている。愛媛県としての取り組みではないが、医師に家族会に参加いただきながら、家族も情報共有するというのは大変ありがたい。

(谷水会長)

中・四国で支部のない県は、また、守る会への相談の現状は。

(井上委員)

四国では徳島県、中国地区では山口県、島根県、鳥取県の計4県。

本部においては、相談事業は中核をなすもので、専任のSWが対応している。2014年度は全国から約2,300件の相談が寄せられているが、県や地区ごとの個別の相談件数に関する手持ちのデータはない。全体の内訳として、セカンドオピニオン、晩期合併症などの医療相談は数%に過ぎず、療養生活、経済的問題、復学を含めた社会復帰などの生活相談が大半を占めている。

また、愛媛支部への直接の相談は年間、数件に留まっている。内容としては、片親が長期にわたる入院に付き添うことが多いため、収入が減少する一方で二重生活のため経済的負担が増加すること、家庭に残された他の兄弟姉妹の保育の問題、通院加療が続いているのに小児慢性特定疾患の年齢対象から外れるため医療が給付されなくなることなど、残念ながら、相談を受けても現状を打開する方策がなく、ピアカウンセリングの範囲を越えた相談がほとんど。

(谷水会長)

中・四国に支援を必要とする対象者は何人くらいいるのだろうか。

(井上委員)

把握しようと思えば出来るとは思いますが、今はしていない。罹患した人の数は分かると思うが、その中で支援が必要という方の数と言うのは、親の会でも把握していない。

(松本委員)

小児がんの場合、はじめは風邪だと考えたりとかで、適切な診断までに非常に長い時間を要してしまい、時期を失って有効な治療が出来ていない場合もあるのではと聞く。確実に専門医に繋いでいけるような、相談も必要だろうか。

(井上委員)

御指摘のとおり。診断の遅れが治療や予後に及ぼす影響は、白血病よりも特に固形腫瘍において顕著であると言われている。その一方で、固形腫瘍の場合は下肢痛や頭痛など、一般小児でも相当数の訴えがある症状で始まるために、診断に辿り着くまでに時間がかかる場合がある。さらに希少がんの場合は、臨床診断がついても治療効果に直結する病理診断が難しく、途中で診断が覆されることもあるなど、その影響で予後が悪くなってしまったと後悔する御家族の気持ちは、察するに余りある。このような悲劇を克服するために、2013年2月に全国で指定された15の小児がん拠点病院に引き続いて、2014年2月に2つの小児がん中央機関が指定された。その一つである国立成育医療研究センターが中央病理診断の役割を担い、2014年12月に設立された日本小児がん研究グループ(JCCG)と連携しながら、今後は小児がん診断の標準化、迅速・効率化が図られることになるものと思う。

(松本委員)

サバイバーになった後も非常に長い人生があり、気持ちの揺れとか家族の問題とか、どこが窓口になるか、分かりやすい仕組みがあればと思う。

(井上委員)

愛媛でも数年前に経験者の会ができたが、亡くなったり、再発したり、結婚・転居などで、バラバラになってしまい、親の会でも支えきれなかった。新しいメンバーが入ってくるかという、それもない。切り口を変えないといけないかもしれない。

(松本委員)

数が少ないから対応しなくていい訳ではない。がん教育の講師として行った学校に、白血病の治療中だという生徒がいた。退院して、一時的に学校に来たという日に、たまたまがん教育にあたったということだった。どういう配慮をするか、学校側とやり取りした経緯があり、県の協議会として、何かサポートできることがあればと考えさせられた事例。

(谷水会長)

非常に課題が多い分野だと思う。ただ、そのために現時点で何をすべきかというのは見えていない。治療の面では、小児がん拠点病院や中核施設が出来て、集約化という方向性が出てきているが、相談支援の面では、急性期に必要なサポート、回復期に必要なサポートが整理されてこない、県としての対応も難しい。このような議論があったことをこの協議会から親会のがん対策推進委員会に上げていくことが重要になってくる。問題点を整理して、報告をさせてもらう。

(松本委員)

がん対策推進委員会の委員に認識してもらうことは必要。

(谷水会長)

県立中央病院の近くに「ファミリーハウスあい」があるが、運営方法を教えてもらいたい。

(井上委員)

建物は県による設置で、愛媛大学医学部小児科の石井教授が理事長に就任しているNPO法人「ラ・ファミリエ」が委託を受けて運営に当たっているが、委託料は拠出されておらず、資金は利用者からの収入、会員からの会費等。なお、施設の利用は小児病棟に入院中の小児の家族に限定しておらず、成人患者の家族も利用している。

(谷水会長)

今後は愛媛大学医学部附属病院の付近にもそういう施設が必要か、あるいは、現在の施設の有効活用の方向か。

(井上委員)

現在、「ラ・ファミリエ」から離れたので、稼働率等の把握が出来ていないが、愛大の人は利用できないと思う。小児がんに限らず、先天性心疾患など長期にわたる入院治療を必要とする小児が多数を占める現状を考慮すると、愛大病院の付近にもファミリーハウスがあるのが理想と思う。

(早瀬委員)

小児、成人と分けなくても協力できる部分もあると思うので、そこを探っていくのが本協議会の活動の目指しているところ。相談支援の入り口の観点で、入口相互の連携を進めるのも課題。どこから入って行っても目的にたどりつけるという体制の強化が必要。

(谷水会長)

各拠点病院の相談支援窓口や町なかサロン等に小児がんの相談があった場合に、親の会に小児がん拠点病院で相談を受けていることを伝えることは現時点でも可能なことなので、そこまでは是非情報を繋げられるようにしたい。

がん教育について、平成 28 年度まではモデル事業としての実施。私と松本委員が参画している。今年度は 4 校に講師を派遣して授業を実施。モデル事業としては来年度まで。今年度は、愛媛県としてのテキストを作り上げる活動をしている。現在はモデル事業なので学校の数も限られており実施しやすいが、すべての学校でとなるとどのように実施するか課題は多い。

(松本委員)

実施校に患者がいたり、親を亡くしたばかりの子がいたりといった事例を実際に経験した。今後の実施に当たっても、慎重な議論が必要。

(戸谷委員)

検診担当として、住民の声を聴く機会が多い。身内の方ががん、自身のがん等、相談が寄せられる機会は以前より増えていると感じる。どこに相談したらよいのか等、迷っている人に対して正しく発信していけたらと思う。

(谷水会長)

行政の窓口との連携を図ることも考えていく必要がある。では、来年度以降のことを協議したい。

(松本委員)

来年度以降のことを話すに当たって、県がん対策推進計画の中間評価案の説明をしたい。PDCAを実施する必要があるため、折り返しの年に当たる今年、中間評価を実施すべきと考えている。計画の最終目標がまずあり、実現のためどのような取組みをすべきかというのがある。それがこれまでどこまで出来たかというのがあって、出来ているところ、いないところを見極めたうえで、最終的なアクションプランを書くという構成となっている。現時点で、分かるところは記載している。

(谷水会長)

拠点病院の活動について少し補足すると、愛媛の療養情報冊子について灘野委員から。

(灘野委員)

作った分は既に配っており、増刷をしようかという話がある。現在、各病院の希望の冊数を調査している段階。部数により費用が増減するので、そこを確認している。

(谷水会長)

患者・家族総合支援センターを整備し中核機能を担う、機能充実の取組み、精神心理的苦痛を伴う患者に対する医療の提供等の項目については、私の方で体裁を整えて提出する。また、相談員の体制と相談の状況について、今年の現況報告からまとめた。これによると、拠点病院の体制はほぼ構築されていると思う。

(松本委員)

私どもとしてもピアサポートに取り組んできており、拠点病院としても実績が上がっているが、質が問われる時代になってきていると思う。最終目標達成のための指標に掲げているが、提供する側の自己満足ではなく患者が納得できるものになっているかが求められている。提案であるが、患者満足度調査の実施、相談支援窓口の実態調査の実施、相談できる場所を知らせるチラシなどのツール作成及び具体的な配付方法の検討をアクションプランとして挙げている。ツールについては、協議会として作ることが計画にも掲げられている。

(早瀬委員)

数や体制の問題はかなり進んできたとは感じている。それがどのように患者に役立っているか、助かったかという話は聞く機会が少ない。そこを知りたいと思うし、そこを知ることが効果を高め

ることになる。相談支援のジャンルは、指標を作るといことが非常に難しいとは思いますが、支援が必要な人になんとか届くようにするためのアイデアとして提案したので、意見を賜りたい。

(灘野委員)

都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会で、利用満足度調査や記入シートをモデル的に実施することとなった。その結果を踏まえ、全国的に広げていくことになる。利用満足度調査は、来年度拠点病院でやることになるのではないかと。チェックシートについては、愛媛県が国のモデル事業に参加できていないが、様式は入手しているので、次の協議会でやろうと提案すれば可能。

(谷水会長)

愛媛県の場合、拠点病院でがん患者の8割以上をカバーしているので、有効な調査が出来ると思う。

来年度の事業について検討したい。まず、町なかがん患者サロンについて。

(松本委員)

予算が厳しくなってくるが、なんとかやっつけていけるように考えたい。

(谷水会長)

患者・家族総合支援センターも再生基金がなくなり厳しい。県の方も可能な限りは考えてくれているが、多額の資金が必要ではあるので、どういう形がよいか、様々な立場から検討していきたい。補助金だけに頼るのではなく、私案ではあるがNPO法人化やがん募金の実施なども視野に、なるべく質を落とさないでやりたい。

来年度以降の活動について、井上委員から何か。

(井上委員)

中間評価について、相談支援窓口実態調査の際に、可能であれば小児がん関連のものがあるのかどうか、統計をとってみたい。年間の小児がんの発症数は、全国では2,000~2,500人と言われ、愛媛県では人口規模から類推した数でも実数でも20名前後。その殆どは愛媛大学医学部附属病院、愛媛県立中央病院、松山赤十字病院に集約されて診療されているが、これらの医療機関においても、小児がん関連の相談数は、殆ど実数が上がって来ないのではないかと推測する。

固形腫瘍の場合は診療科が多岐にわたるため多少の温度差があるかもしれないが、小児がん医療の現場では、患児・家族と医師・看護師などのメディカルスタッフとの関係が密であり、かなり内容の濃い相談が実施される結果、解決し得る問題は対策が取られる一方で、小児科医が主として関わる場合には必要に応じてがんの子どもを守る会への相談窓口が紹介されているのではないかと。思う。

それでもなお、多様な未解決の問題が残っているという事実があり、問題点をまとめて事務局に提出するので、本協議会を通してがん対策推進委員会に認知して頂くことは重要なことと考えている。

また、就労支援などについては、本協議会が関係している事業の中に組み込んでいくことができるかどうか改めて検討を加えていただければと考えている。

(早瀬委員)

その他のところ、記述式の部分が大事だと思っている。具体的な意見と言うのを聞いてみたい。

(谷水会長)

愛媛県がん相談・情報提供支援事業について事務局から。

(事務局)

本事業は、国の健康局の補助事業により、従来からおれんじの会に委託事業としてお願いしているもの。

基本的な事業の内容としては、ピアサポーターの養成のための研修や拠点病院のがん患者サロンに対する運営支援といったもの。

資料は、委託事業の関係でいただいた実績報告や計画書をベースとしている。

25 ページが 26 年度実績。ピアサポーターの養成や拠点病院のサロンの運営支援が例年の基本的内容。この他に、項目 3 にあるとおり、患者サロンと病院の相談支援センターとの連携についての実態調査や、患者サロンの情報をまとめたリーフレットも作成。ピアサポート研修の実施状況は、26、27 ページのとおり。

28 ページが今年度実施中の内容。1、2 の基本的内容以外に、項目 3 としてキャリアコンサルタントの会員による就労支援相談事業を実施。

(谷水会長)

今日の議論については親会のがん対策推進委員会に報告する。亀井委員が転出された件について事務局から。

(事務局)

本協議会の設置当初から委員を務めていただいた、住友別子病院副院長であった亀井先生が 10 月に県外に異動され、現在空席となっている。なお、亀井先生は、がん対策推進委員会委員から選任した協議会委員で、当然、がん対策推進委員会の方も空席となっていることから、こちらの方は、会長である高嶋先生と相談のうえ、住友別子病院から後任を出していただくよう依頼している。本協議会の方は、対応が未定であるので、御意見等があればこの場での検討をお願いしたい。

(谷水会長)

是非推薦したい方があれば、推薦をお願いしたい。次回のがん対策推進委員会の時までには報告したいが、欠員のままということもあり得ると思う。

がん患者の視点に立ったがん対策を推進するうえで、大変貴重な御提案・御意見を、委員の皆様からいただけたものと考えている。時間の制約があるなか、十分な議論が尽くせなかったテーマもあろうかと思うので、今後とも、この協議会において、引き続き、十分な検討、協議を進めていきたい。以上で議事を閉じる。



## 愛媛県在宅緩和ケア推進協議会の開催結果について

1. 会議名 平成 27 年度愛媛県在宅緩和ケア推進協議会
2. 開催日時 平成 28 年 1 月 14 日（木） 18：30～20：00
3. 開催場所 県庁第 2 別館 5 階 保健福祉部会議室
4. 出席者
  - ・委員：太田多佳子、亀井敏光、谷水正人、中橋恒、中矢孝志、藤井知美、松本陽子、三好明文、吉田美由紀（欠席：矢川ひとみ）
5. 次第
  - (1) 開会
  - (2) 医療対策課長あいさつ
  - (3) 会長あいさつ
  - (4) 議題
    - ・在宅緩和ケア体制構築事業の実施状況について
    - ・来年度以降実施事業の内容検討について
    - ・その他

### <会議概要>

（中橋会長）

平成 26 年度及び今年度の事業実施状況について、事務局から説明願いたい。

（事務局）

資料の 1 ページは総括的な説明で、県のがん対策推進計画に対して、27 年度の予算がどのように対応しているかを示したもの。

4 の緩和ケア、在宅医療の推進が本協議会に特に関係の深い事項。右側の欄が地域医療再生基金等の基金による事業で、在宅緩和ケア体制構築事業も基金により実施している。医療法人聖愛会への補助事業として、八幡浜地区での在宅緩和ケアの体制整備と、25 年度までの在宅緩和ケアモデル事業の実施地域であった今治、大洲の両地区では、引き続き地域での指導者となる人材の育成に携わっていただいているところ。

2～5 ページは、県の 26 年度補助事業の関係で、各事業者から提出いただいた事業実績報告を基に作成したもの。

2 ページは、聖愛会への補助により実施された在宅緩和ケア体制構築事業の事業実施概要。八幡浜、今治、大洲で、本協議会委員のバックアップにより、在宅緩和ケア体制の整備、人材育成が行われた。

3～5 ページは、四国がんセンターで実施された事業の概要。本協議会に特に関係の深いのは、在宅緩和ケア連携コーディネーター育成研修プログラムの構築。

いずれの事業も、内容の詳細については、関係の委員からも別途御説明があるものと思う。

27 年度については、現在進行中の事業計画を添付している。6 ページが聖愛会から提出されている 27 年度事業計画。26 年度に引き続き、在宅緩和ケア体制の構築と人材育成に取り組んでいただいている。

7、8 ページは、四国がんセンターからの事業計画。特に、8 ページの 9 番、育成研修プログラムの構築が本協議会の関連。

県からお示するのは以上で、9 ページ以降は中橋会長から、25 ページ以降は谷水委員から御提出いただいた資料となる。

(中橋会長)

関連事業全体の概要を説明する。9 ページで事業計画を見ていただくと、まず、在宅緩和ケアチーム連携モデル事業は、聖愛会の方で補助金を使って、八幡浜、大洲、今治の各地区でやらせていただいている。松山市多職種連携モデル事業では、松山市が中心ではあるが、広く市民公開講座の開催等を行っている。関係の委員からも順次説明していただくが、まず、在宅緩和ケアチーム連携モデル事業は、24～25 年度は今治、大洲地区で、26 年度からは八幡浜を加えた 3 地区で実施している。チームが継続して地域で活動できる体制を作るのが目的である。中身としては、運営委員会、症例検討会と人材育成を実施。また、これらを通じてスタッフの知識・技術の向上に努めた。症例検討会実施状況の詳細は 11 ページ。今治は隔月、大洲、八幡浜地区は毎月の開催。在宅緩和ケアの実施件数の状況は 12 ページ。全体で見ると、在宅での看取りが半数程度に達しており、徐々にではあるが定着をしているのではないかと。

松山市の在宅医療充実強化の委託事業は、松山市からの委託により症例検討会を中心とした人材育成を実施。多職種に参加いただけるような運営を行っている。実績は 11 ページで、隔月の開催。症例を通じて、どのように関わればよいかという知識の向上を図っている。

資料 3、4 は、啓発事業としての市民公開講座に関するもの。今年度は 3 回目の開催となる。松山が中心とはなるが、案内は全県的に行っている。1 回目は在宅緩和ケア、2 回目は愛媛のがん医療をテーマに実施。今年度は原点に帰り、在宅緩和ケアをテーマとしたものにする予定。多職種の連携の要となるコーディネーターの重要性を訴えるものとした。

研修・人材育成事業は、四国がんセンターで実施したもの。コーディネーターの育成について、吉田委員から。

(吉田委員)

コーディネーターの育成事業を、がんセンターでとりまとめていただきながら、月 1 回のペースで実施。育成プログラムの開発に年数を要したが、やっと形になり 1 月から 3 回開催することとなっている。コーディネーターの能力を個別に上げていくという視点と、全県的にコーディネート能力を持った人を多く作っていくという視点の 2 つがあり、1 月からの研修は後者のもの。既にコーディネーターとして活躍されている人達にも来ていただき、一緒に検討してプログラムを作り上げていくという作業をこの 1 年間やってきた。

研究的に明らかになったことは、23、24 ページの内容。コーディネーターに求められる、役割と姿勢が導き出された。この項目に沿って研修生の能力や、理解の程度について評価を行う。目的どおり達成できたかどうかは、また研究的に明らかにしていくつもり。

(中橋会長)

ケアマネージャーの育成について、太田委員から。

(太田委員)

資料の 16 ページ。全人的ケアについて学ぶというテーマで実施した。同じ内容の研修を、宇和島保健所、四国がんセンターの 2 カ所で開催。合計 98 名の参加があった。石垣靖子先生に座学、田村里子先生にグループワークによるコミュニケーションスキルの部分をお願いした。今回のような内容の研修は機会も少なく、アンケート結果では 9 割程度の方から有益だったとの評価があり、目的は達せられたものと考えている。座学だけではなく、グループワークによる体験を通じた研修内容が評価を得ている。今後、取り上げて欲しいテーマとして、緩和ケアの患者・家族アセスメント、医学的知識、チーム内の調整、事例検討などが挙げられた。やはり、在宅緩和ケアに特化した研修、ここでしか得られないものを考えていった方が良いと感じている。

(中橋会長)

四国がんセンターの実施事業について、谷水委員から。



(谷水委員)

資料の 25 ページと、本日配付の追加資料で説明。当センターでの実施状況を整理したもの。吉田委員、太田委員から説明のあった以外の部分として、四国がんセンターが独自で実施したものがあつた。28 年度以降、どのように取り組むかについて、後ほど議論したい。

(中橋会長)

以上で実施事業の全体の概要を報告いただいたことになる。御意見、御質問があれば。

(谷水委員)

今治、大洲、八幡浜の各地域で着実に実績が積まれていると感じている。将来的にどのような展望を持ってそうか、意見を伺いたい。

(太田委員)

大洲ではがん以外の実績も出てきている。

(谷水委員)

今治で看取りの割合が低いのは、緩和ケア病棟が出来たからだろうか。

(中橋会長)

済生会今治病院がどのように関わっているかデータがない。

(谷水委員)

緩和ケア病棟に登録していると、最終的には緩和ケア病棟の方でということになるケースが多い。

(吉田委員)

今治地区では、コーディネーターが病院に所属している影響が大きい。病院の規模にもよる場合もあるが、喜多医師会病院のように、情報だけでバックベッド登録が完了する仕組みになっていなくて、初見の人は受診をしたり、松山からであれば一旦転院して、そこで調整して家に帰るという流れがよしと、そういう価値観になっている場合がある。済生会今治の場合も、入院しやすい環境や流れがあつて入院が多くなつたり、在宅医の会が実質 1 人しか機能していないという要因も大きい。そういう経緯で、規模の割に人数も少なく在宅看取り率も低い。

(松本委員)

簡単に入院が出来ることがゆえに、希望した人が家で最期まで過ごせない。そのようなことがあつるとすれば残念。患者本人が、最期はやはり病院の方が安心だからと判断されている場合はいいが、医療側の誘導でそうなる場合は残念。ただ、実質 1 人の先生でやっておられ、厳しいというのは理解できる。

(吉田委員)

薬局との連携もモデル事業の開始当初は出来ていなかった。連携している薬局さんが引っ張ってくれるようになったのがこの一年くらい。麻薬の種類、取扱い等もそこが積極的になってくれたおかげで、在宅での皮下注射の導入もやっと今年できたところ。症状緩和が出来づらいつころから入院するケースも多々あつたので、本来はここから本格的な実施に入っていくという感じではあるが。

(中橋会長)

各地区で人口も違つし地域特性も違つなかで、モデル事業を始めて 4 年経過した。これからどう進めていくかを検討するに当たり、個人的な印象としては、八幡浜はケアマネージャーがコーディネーターであるが、この人が 2 年目で上手にやってくれている。地域定着を考えると、コーディネ

ーターが地域の多職種のそれぞれの役割をいかに引き出してくれるかが大きい。地域性によっては自宅主体と言うより病院主体にならざるを得ない中で、コーディネーターが地域の医療資源をどう活用するかという視点に立つような人材育成が必要で、4年間このメンバーで現場で皆さんと議論するなかで、地域ごとの問題はあってもとにかくやっつけていこうという考えは皆が持っている。根付かせていくためには、県のバックアップにより継続して取り組んでいくことが重要。各地域だけの取組みに任せるには時期尚早。新たに宇和島を加え、4か所を継続して見て行って、地域に根を下ろせるようにしたい。

(吉田委員)

本来はモデル事業というのは年数を限ったもので、一定の期間後は本協議会の手を離れ、地域での自活に移行するという方針でやっていたが、これまで見てきた経験では定期的に刺激がないと、地域の人たちで続けていく気持ちはあっても、支援していく何かがないと立ち消えになってしまう懸念がある。そこを本協議会でバックアップしていくことが必要ではないか。また、モデル事業を始めた当初に、地域の住民にPRして、いかにそこにアクセスすれば助けてもらえるかということを示すことを考えたが、予算の兼ね合いもあり、せっかく作ったチームが現場の中で目立つ形になっておらず、日々現場の動きについて毎月話し合うという形になっている。その辺の支援は必要かなと思う。ただ、集まって事例について話し合うということについては、地域に任すという観点から少しずつ手を引こうとしているところ。地域の体制とか、チームを地域の中で認識されるように持って行くことについては支援が必要と考えている。他地域の取組みを学べるような交流会のようなものもあれば、良い面での競争意識を働かせることにもつながる。

(谷水委員)

まだ層が薄いという感覚があるということは感じている。その地域の在宅医が中心になってスタートしたり運営したりというような、中核となる層が薄いと今の段階では思う。ただ、参加人数は多いので皆が関心を持っているということは事実としてあるので、いま手を緩めるべきではない。地域の在宅医のリーダー的な先生方が活動しやすくするためにも、手を緩めず取り組むことが必要。

(亀井委員)

今治、大洲、八幡浜各地区での医師会との関係は。

(中橋会長)

各地域とも、まずは医師会に話をもちかけ、医師会から全会員に周知して手を挙げてもらっている。

(亀井委員)

各回ごとの会の案内等は医師会から配付するのか。

(中橋会長)

八幡浜地区はそうだが、他は不明。

(吉田委員)

最初に手をあげなかった医師に対するその後のアプローチはないかもしれない。

(中橋会長)

こういう会をやっていると周知することは重要。

(谷水委員)

次の診療報酬改定も気になる。在宅医療に対する前向きな姿勢が崩れなければよいが。引き締め

を図ろうというような声も聞こえるので、今までほど積極的な内容ではない可能性もあるのではないかと危惧している。

(松本委員)

バックベッドへのインセンティブを手厚くするという話は聞いている。そうすると安易に病院に戻すというミスリードになりかねないので、厚生労働省主催の会議の場で意見は述べた。

(谷水委員)

それぞれの地域の成り立ちがあるので、入院医療中心という風土と言うのは、なかなか崩れないと思う。そこに在宅医療のムーブメントを起こすためにも、いま手を緩めるべきではない。

(松本委員)

患者・家族が在宅医療やチームの存在を知らない。

(太田委員)

地域の灯台のような位置づけにするには、例えばスキルを身に付けた人に認定証を渡すなどをしたらどうか。イメージとしては、警察がやっている「まもる君の家」のようなステッカーをクリニックに表示するなど。ぱっと見て共通認識で、ここへ相談すれば自宅で在宅緩和ケアが受けられる、というような。ケアマネージャーの家やコーディネーターがいる病院等にそれが貼ってあると、地域の人が歩きながらここへ行けばいいというのが分かる。

(中橋会長)

県として、認定証の発行は出来るか。

(谷水委員)

緩和ケア研修の修了者には修了証が交付されているが。

(松本委員)

それほど費用ではないだろうから、やる気があればできるのでは。

(太田委員)

証書では外部から分からない。

(吉田委員)

この事業でコーディネーターをしている3人については、愛媛県在宅緩和ケアコーディネーターという名称を付与して、その情報を発信するというのは当初から考えていたが、どこの了解を得たらよいのかわからない。

(谷水委員)

次回のコーディネーター研修の受講者から名前等を公開するという同意を得ておけば、県なり患者家族総合支援センターなりのホームページ上で公開したらよいと思う。

(吉田委員)

実務をやっているコーディネーターとは差を付けたいので、「コーディネーター」と「推進員」等に分けて、こういった相談できる人がいますというような情報を公開すれば。

(吉田委員)

本来は、チームが地域に一つではなく、複数できればいいと思っている。患者が来たら迅速にチ

ームになって、普段から分かりあっているなかで、微妙な家族ケアをしながら家で看取っていくというのが必要なので。新たなチームができてそこでコーディネーターが立てば、また研修を受けてもらってスキルを向上させていくという流れが出来れば。

南予では、大洲、八幡浜、宇和島の地域間で、良い意味で競い合っている。

(松本委員)

東予は、どのような状況か。

(谷水委員)

在宅医のコアになるメンバーはいる。

(松本委員)

患者は困っていないのか。

(谷水委員)

困っているが新居浜の病院からは在宅に繋げないので、我々がその部分の調整を担っている場面がかなりある。

(松本委員)

そこが次のステップの課題。

(中橋会長)

それぞれの地区で定着しやすい形でできれば。

(谷水委員)

このモデル事業を新居浜でやれば成功すると思う。核となる人がいるので、形はできる。

(中橋会長)

続いて28年度のことを検討したい。今までの3地区に加え、来年からは宇和島も含めて継続してやっていこうと思う。明確に出てきた課題としては、コーディネーターの位置付け。県として、認定証なり修了証なりといった方法で認証する仕組みを検討してもらいたい。

(山田医療対策課長)

お墨付きをどのように与えるかということになるが、実施主体がしっかりしたところの研修を受けるなど、何らかのバックボーンが必要と考える。また、一旦は与えたものの、しばらく参加していない者の扱いはどうするか等、定期的に確認や研修を受ける何らかの仕組みが必要ではないか。

(谷水委員)

認知症の研修はどこが認定しているのか。

(山田医療対策課長)

国の主催の研修を受けて認定されている。義務ではないが、その後もフォローアップ研修という形式で定期的に受講する仕組みとなっている。

(谷水委員)

そういったものがないと難しい。

(中橋会長)

そういう仕組みの構築を県として積極的に進めてもらいたい。

(松本委員)

本協議会で、その定義を作ればよいのでは。

(山田医療対策課長)

受けるべき研修の内容を厳格に定め、一回だけ受けたきりの人の更新はできない仕組みにするなど、実質が伴うものでなければ厳しい。

(吉田委員)

認知症サポーター制度の民間の人はどのようなものか。

(山田医療対策課長)

あの制度は、必ずしも指導者となるような制度ではなく、認知症のことを理解している、という程度のもので、例えば子供でも受けていて、今回議論しているものとは若干レベルの違うものという認識。どういう役割を担うものかによって、課される義務のレベルも変わってくる。

(谷水委員)

本協議会で骨子を作って親会であるがん対策推進委員会で認めてもらい、その委員会で意見をまとめてもらって、県単位でなんらかの動きをしようと、そういう流れではないか。

(山田医療対策課長)

委員会による認定という方法もあると思う。認定を受けた方を公開するというのは、同意をいただければ可能。

(谷水委員)

国の動きとして、コーディネート機能を充実させようという構想があるようなので、国の方でも研修の企画等は今後行われるのではないか。

(山田医療対策課長)

県ではなく国の研修を受けたという方が、認定としての形は整いやすい。

(吉田委員)

個人的な意見だが、国が定めた研修を受けたらいいというのは、現場では必ずしも実になっているとは言えない。単に勉強熱心な方が次々資格を取って、その人に相談してよい結果になるとは限らない。在宅緩和ケアコーディネーターは、国の研修を受けたらお墨付きというのではなく、愛媛県として実務的な能力のある人を認定するというものにした。

(谷水委員)

志は分かるが、いずれは雑魚が混じってくる。優れた人が出てくるのは最初だけ。国でやっても県でやっても、そういった事態は起こる。継続的なことを考えると、速度は遅くても国の動きを注視して、足並みを揃えられるようなことを考えておかないと危険。

(吉田委員)

在宅緩和に特化したものは全くなく、在宅医療コーディネーターというのは高松市医師会が育てているが、メンバーを見ると事務員だったり、職種も様々、全く在宅を知らないような人が申し込んできている。

(中橋会長)

本協議会としての一つのモデルとして、形はいろいろ考えられるとしても県としてお墨付きを与えていくということは、がん対策推進委員会に対して提案していきたい。

(吉田委員)

がん対策推進委員会までに、認定制度の案を作るということでよいか。

(中橋会長)

概要をまとめてもらいたい。

(谷水委員)

がん対策推進委員会で認めてもらえれば、来年度に向けた準備が出来る。

(中橋会長)

まずは認定をするということを認めてもらい、詳細をどうするかは、おって検討することでは。

(吉田委員)

大枠として、今やっている人達は月1回事例検討をして、コーディネーターの質向上に取り組んでいる。企画をまとめ、メールで回すので叩き台として検討していただきたい。

(中橋会長)

認定証にはみきゃんの活用なども可能であれば考えていきたい。今日はこれで議事を閉じたい。

## がん登録等の推進に関する法律の概要

がん登録等（全国がん登録・院内がん登録等の方法によるがん診療情報の収集）

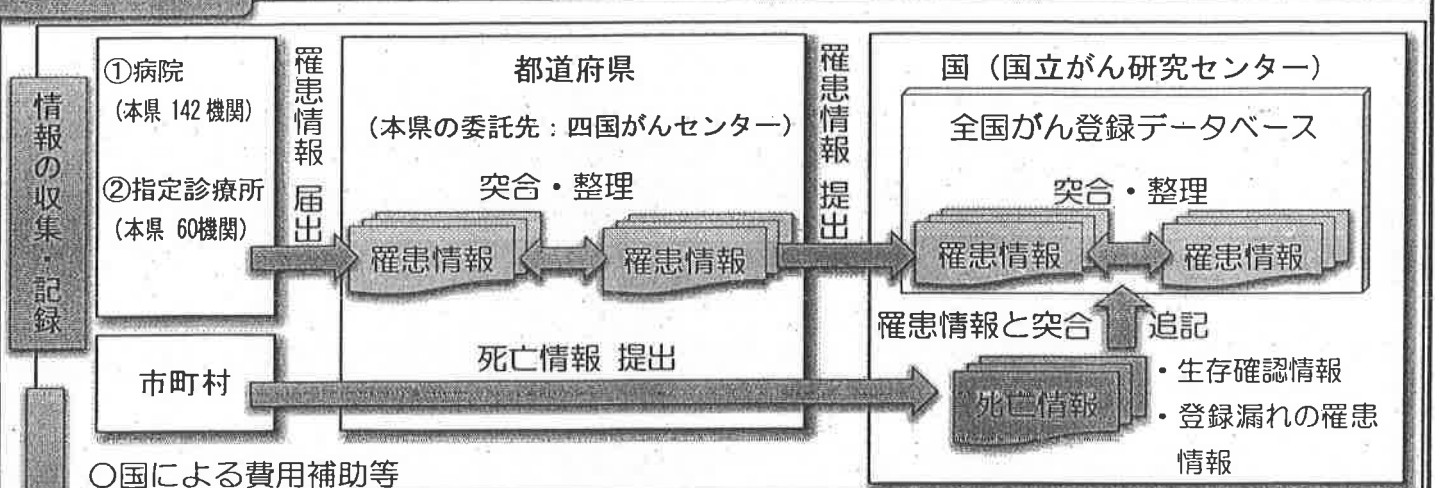
- 「全国がん登録」：国・都道府県による利用・提供の用に供するため、国が国内におけるがんの罹患、診療、転帰等に関する情報をデータベースに記録し、保存すること
- 「院内がん登録」：病院において、がん医療の状況を適確に把握するため、がんの罹患、診療、転帰等に関する詳細な情報を記録し、保存すること

⇒がん医療の質の向上等（がん医療・がん検診の質の向上とがん予防の推進）、国民に対するがん・がん医療等・がん予防についての情報提供の充実その他のがん対策を科学的知見に基づき実施

### 基本理念

- 全国がん登録では、広範な情報収集により、罹患、診療、転帰等の状況をできる限り正確に把握
- 院内がん登録について、全国がん登録を通じて必要な情報を確実に得させ、その普及・充実を図る
- がん対策の充実のため、全国がん登録のほか、がんの診療に関する詳細な情報の収集を図る
- がん登録等の情報について、民間を含めがんに係る調査研究に活用、その成果を国民に還元
- がん登録等に係る個人に関する情報を厳格に保護

### 全国がん登録



○国による費用補助等

### 利用等の限度

- 国・地方公共団体のがん対策に必要な調査研究のための利用・提供
- 届出を行った病院等への生存確認情報の提供
- がん医療の質の向上等に資する調査研究を行う者への提供  
(研究者への非匿名化情報の提供は、本人同意があること等要件加重)
- ※非匿名化情報については、保有期間の上限を政令で定める
- 都道府県がんデータベース（地域がん登録のデータ等と一体的に保存）の整備

情報の保護等（情報の適切な管理。目的外利用の禁止。秘密漏示等の罰則。開示請求等は認めない。）

院内がん登録等の推進（院内がん登録の推進、国によるがん診療情報の収集等のための体制整備）

人材の育成（全国がん登録・院内がん登録の事務に従事する人材の確保等のための必要な研修等）

### がん登録等の情報の活用

- 国・都道府県等⇒がん対策の充実、医療機関への情報提供、統計等の公表、患者等への相談支援
- 医療機関⇒患者等に対する適切な情報提供、がん医療の分析・評価等、がん医療の質の向上
- がん登録等の情報の提供を受けた研究者⇒がん医療の質の向上等に貢献

